

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年3月27日
【発行者の名称】	株式会社ゼロジャパン (ZERO JAPAN. Co., Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅村 裕二
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市くすのき台三丁目18番地5 リングスビル5階
【電話番号】	04-2997-2000
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼IPO準備室長 井本 幸一
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ゼロジャパン https://zerojapan.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第22期中
会計期間	自 2024年7月1日 至 2024年12月31日
売上高 (千円)	1,799,020
経常利益 (千円)	88,082
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	32,290
中間包括利益 (千円)	32,290
純資産額 (千円)	601,455
総資産額 (千円)	3,299,870
1株当たり純資産額 (円)	751.82
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
1株当たり中間純利益 (円)	40.36
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	18.2
自己資本利益率 (%)	5.4
株価収益率 (倍)	52.1
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△20,075
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△564,528
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	513,463
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	542,243
従業員数 〔平均臨時雇用者数〕 (名)	101 〔 5〕

- (注) 1. 当社グループは、第22期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間連結会計期間の平均人員数を〔 〕外数で記載しております。
5. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企

業会計基準適用指針第28号（2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、非連結子会社であった株式会社明正地所の重要性が増したこと及び株式会社NSJコーポレーションの全株式を取得し子会社化したことに伴い、当期首より当社グループとして不動産事業を開始しております。これに伴い、当中間連結会計期間において報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報 1. 報告セグメントの概要（報告セグメントの変更等に関する事項）」をご参照ください。

この結果、当中間連結会計期間末現在、当社グループは、当社及び連結子会社2社により構成されております。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに発行者の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社NSJコーポレーション (注) 2	東京都港区	20,000	不動産売買・ 仲介・保有・ 管理他	100.0	資金援助

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当します。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
リユース事業	95 [5]
不動産事業	1 [-]
全社 (共通)	5 [-]
合計	101 [5]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間連結会計期間の平均人員数を〔〕外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、総務人事及び財務経理等の管理本部部門の従業員であります。

(2) 発行者の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
リユース事業	95 [5]
不動産事業	1 [-]
全社 (共通)	5 [-]
合計	101 [5]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間会計期間の平均人員数を〔〕外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、総務人事及び財務経理等の管理本部部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

当社は、非連結子会社であった株式会社明正地所の重要性が増したこと及び2024年8月14日付で株式会社NSJコーポレーションの全株式を取得し子会社化したため、同社を連結の範囲に含めております。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、日本銀行の金利引上げや実質賃金のプラス転換などを背景として長らく続いたデフレサイクルから物価、賃金が上昇する好循環への転換が進みつつあります。一方でイスラエル・パレスチナ紛争やロシア・ウクライナ情勢の長期化による国際経済への影響及び為替や株価の急変動にみられる不安定な金融情勢等により、依然として不透明感の強い状況が続いております。

リユース業界におきましてはSDGsが掲げる持続可能な循環型社会の実現に向けた動きに加え、消費者の意識、関心が高まりつつあることで、市場全体が拡大しております。

こうした状況の下、当社のリユース事業におきましては、継続的かつ安定的な商品確保に向け、個々のお客様とのコミュニケーション強化やサービス提供による個人買取強化に努めてまいりました。また、業務の効率化、商品加工内製化による付加価値の向上を推進するとともに、ウェブ販売や自社オークション（ダイバーシティ・オークション）を中心としたオンライン・オークションへの取り組みを強化することで、リアルとデジタルを融合した形で売上、利益を確保できる体制を整えてまいりました。

また新たに取り組んでおります不動産事業におきましては、社会的に人口減少、都心回帰が進む中、持続可能な循環型社会への転換といった観点からも空家再生、リノベーションによる付加価値創造に向けた取り組み強化を進めてまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間の業績につきましては、売上高は1,799,020千円、営業利益は102,417千円、経常利益は88,082千円、親会社株主に帰属する中間純利益は32,290千円となりました。

セグメントの業績は、次の通りです。

①リユース事業

リユース事業では、店舗での個人買取強化を進めるとともに、自社オークションを中心としたオンライン・オークションへの取組強化を実施してまいりました。この結果、売上高1,720,827千円、セグメント利益414,444千円となりました。

②不動産事業

不動産事業では、事業基盤強化に向けて、物件取得及び再生、リノベーションへの着手を進めてまいりました。この結果、売上高78,193千円、セグメント損失42,609千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、542,243千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は20,075千円となりました。主な内訳は、法人税等の支払額72,418千円、税金等調整前中間純利益63,041千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は564,528千円となりました。主な内訳は、投資不動産の取得による支出562,988千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は513,463千円となりました。主な内訳は、長期借入れによる収入337,000千円、短期借入金の純増加232,920千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）
リユース事業	1,720,827
不動産事業	78,193
合計	1,799,020

(注) 1. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	
	販売高（千円）	割合（%）
日本マテリアル(株)	769,492	42.8

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経

過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また、「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとなった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不

当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する条項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又はその本契約違反を犯した場合、その相手方は、一カ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、2024年8月14日開催の取締役会において、株式会社NSJコーポレーションの買収に関する契約締結を決議し、同日に株式を取得しております。詳細は、「第6 【経理の状況】【中間連結財務諸表等】【注記事項】（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

(資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は1,145,070千円となりました。主な内訳は、現金及び預金が542,243千円、商品が387,554千円及び販売用不動産131,390千円等であります。固定資産は2,154,799千円となりました。主な内訳は、投資不動産1,701,298千円、投資不動産仮勘定180,790千円等であります。

この結果、総資産は、3,299,870千円となりました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は1,074,991千円となりました。主な内訳は、短期借入金672,955千円等であります。固定負債は1,623,422千円となりました。主な内訳は、長期借入金1,396,068千円等であります。

この結果、負債合計は、2,698,414千円となりました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は601,455千円となりました。主な内訳は、利益剰余金501,455千円等であります。自己資本比率は18.2%となりました。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、株式会社明正地所及び株式会社NSJコーポレーションを連結子会社としたことにより、株式会社明正地所及び株式会社NSJコーポレーションの設備等が新たに当社グループの主要な設備となりましたが対象となる設備はございません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,200,000	2,400,000	800,000	800,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	3,200,000	2,400,000	800,000	800,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年7月1日～ 2024年12月31日	—	800,000	—	100,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
浅村 裕二	埼玉県所沢市	799,800	99.97
三巧商事株式会社	埼玉県所沢市くすのき台3丁目1-10	200	0.03
計	—	800,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 800,000	8,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	800,000	—	—
総株主の議決権	—	8,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月
最高 (円)	—	—	—	—	2,104	—
最低 (円)	—	—	—	—	2,104	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2024年7月から10月まで、及び12月においては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出後、本発行者情報の提出日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当中間連結会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）の中間連結財務諸表について、東光監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		542,243
売掛金		44,913
商品		387,554
販売用不動産		131,390
仕掛販売用不動産		1,815
その他		37,154
流動資産合計		1,145,070
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		100,910
工具、器具及び備品		3,578
その他		0
有形固定資産合計	※1	104,488
無形固定資産		
ソフトウェア		7,629
その他		43
無形固定資産合計		7,672
投資その他の資産		
出資金		70
差入保証金		97,741
長期前払費用		16,411
繰延税金資産		46,325
投資不動産	※2	1,701,298
投資不動産仮勘定		180,790
投資その他の資産合計		2,042,637
固定資産合計		2,154,799
資産合計		3,299,870

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2024年12月31日)

負債の部		
流動負債		
買掛金		2,649
短期借入金	※2	672,955
1年内償還予定の社債		100,000
1年内返済予定の長期借入金	※2	124,705
未払法人税等		28,913
契約負債		707
その他		145,060
流動負債合計		<u>1,074,991</u>
固定負債		
社債		100,000
長期借入金	※2	1,396,068
退職給付に係る負債		38,850
役員退職慰労引当金		16,058
修繕引当金		12,125
資産除去債務		39,958
その他		20,360
固定負債合計		<u>1,623,422</u>
負債合計		<u>2,698,414</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		501,455
株主資本合計		<u>601,455</u>
純資産合計		<u>601,455</u>
負債純資産合計		<u>3,299,870</u>

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	
売上高	※1	1,799,020
売上原価		1,171,076
売上総利益		627,943
販売費及び一般管理費	※2	525,526
営業利益		102,417
営業外収益		
受取利息		253
受取配当金		0
助成金収入		2,325
受取保険金		533
その他		109
営業外収益合計		3,222
営業外費用		
支払利息		10,586
長期前払費用償却		1,622
解約違約金		5,036
雑損失		312
営業外費用合計		17,557
経常利益		88,082
特別損失		
固定資産除却損	※3	10,694
商品廃棄損		4,645
資産除去債務履行差額金		9,701
特別損失合計		25,040
税金等調整前中間純利益		63,041
法人税、住民税及び事業税		28,922
法人税等調整額		1,829
法人税等合計		30,751
中間純利益		32,290
親会社株主に帰属する中間純利益		32,290

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
中間純利益	32,290
中間包括利益	32,290
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	32,290

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	475,621	575,621	575,621
当中間期変動額				
親会社株主に帰属 する中間純利益		32,290	32,290	32,290
連結範囲の変動		△6,456	△6,456	△6,456
当中間期変動額	—	25,833	25,833	25,833
当中間期末残高	100,000	501,455	601,455	601,455

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	63,041
減価償却費	30,560
のれん償却額	6,023
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,618
修繕引当金の増減額 (△は減少)	4,419
受取利息及び受取配当金	△253
支払利息	10,586
固定資産除却損	10,694
資産除去債務履行差額金	9,701
解約違約金	5,036
受取保険金	△533
助成金収入	△2,325
売上債権の増減額 (△は増加)	9,641
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△78,241
仕入債務の増減額 (△は減少)	497
その他	△13,133
小計	59,333
利息及び配当金の受取額	253
利息の支払額	△10,586
助成金の受取額	2,325
保険金の受取額	533
解約違約金の支払額	△5,036
法人税等の支払額	△72,418
法人税等の還付額	5,519
営業活動によるキャッシュ・フロー	△20,075
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△540
投資不動産の取得による支出	△562,988
資産除去債務の履行による支出	△12,049
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △647
その他	11,697
投資活動によるキャッシュ・フロー	△564,528
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	232,920
長期借入れによる収入	337,000
長期借入金の返済による支出	△56,456
社債の発行による収入	100,000
社債の償還による支出	△100,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	513,463
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△71,140
現金及び現金同等物の期首残高	601,133
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	12,250
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 542,243

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社明正地所

株式会社NSJコーポレーション

当中間連結会計期間において、非連結子会社であった株式会社明正地所の重要性が増したこと及び株式会社NSJコーポレーションの全株式を取得したことに伴い、両社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社である株式会社明正地所の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

連結子会社である株式会社NSJコーポレーションの中間決算日は、7月31日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結中間決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

a その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

a 商品（個別管理商品）

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b 販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～18年

工具、器具及び備品 5年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

③修繕引当金

特定の設備に係る修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当中間連結会計期間末に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。リユース品の買取・販売においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等の買取・販売を行っております。商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点において履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内出荷の場合には商品の出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で算定しております。不動産販売については、顧客との不動産売買契約に基づき、物件を顧客へ引き渡すことを履行義務として識別しております。当該履行義務は物件が引き渡される時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。不動産賃貸については、主に当社が所有する不動産の賃貸等を行っており、賃貸期間の経過に応じて収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度にその全額を償却しております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置に従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(有形固定資産から販売用不動産への振替)

保有目的変更により、有形固定資産のうち7,932千円を、販売用不動産に振替いたしました。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額及び減損 損失累計額	96,532千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
投資不動産	1,443,347千円
計	1,443,347千円

	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
短期借入金	26,410千円
1年内返済予定長期借入金	74,171千円
長期借入金	1,180,574千円
計	1,281,155千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれぞれの収益を区分して記載しております。

顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
給料手当	169,550千円
地代家賃	79,882千円

※3 固定資産除去損の内容は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
建物	10,694千円
計	10,694千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期 間末株式数 (株)
普通株式	800,000	—	—	800,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	542,243千円
現金及び現金同等物	542,243千円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社NSJコーポレーションを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は、次のとおりであります。

流動資産	19,877千円
固定資産	600千円
のれん	6,023千円
流動負債	△243千円
固定負債	△7,258千円
取得関連費用	△1,320千円
同社株式の取得価額	20,320千円
同社の現金及び現金同等物	19,672千円
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社 株式の取得による支出	△647千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間連結会計期間（2024年12月31日）

(単位：千円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	95,141	90,705	△4,435
資産計	95,141	90,705	△4,435
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	200,000	199,622	△377
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,520,774	1,514,685	△6,088
負債計	1,720,774	1,714,308	△6,466

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額

区分	当中間連結会計期間（千円）
出資金	70
営業保証金	2,600

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2024年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	90,705	—	90,705
資産計	—	90,705	—	90,705
社債（1年内償還予定を含む）	—	199,622	—	199,622
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,514,685	—	1,514,685
負債計	—	1,714,308	—	1,714,308

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社NSJコーポレーション
事業の内容	不動産売買・仲介・保有・管理

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は今後のグループ戦略における不動産事業につきましては、既存リユース事業とともに成長戦略上、重要な位置づけとなっております。空家再生、リノベーション等、循環型ビジネスとして既存リユース事業との親和性も高く、成長機会、及びノウハウ共有による経営効率改善を含めたグループシナジー効果の観点から、当該企業の全株式を取得し、子会社といたしました。

(3) 企業結合日

2024年8月14日（みなし取得日 2024年8月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年9月1日から2024年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	19,000千円
取得原価		19,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 1,320千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

6,023千円

(2) 発生原因

今後の事業活動によって期待される将来の超過収益から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため、取得時に一括償却しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	19,877千円
固定資産	600千円
資産合計	20,477千円

流動負債	243 千円
固定負債	7,258 千円
負債合計	7,501 千円

7. 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当中間連結会計期間における概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.00%~1.06%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	41,423千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
時の経過による調整額	4千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,470千円
中間期末残高	39,958千円

(賃貸等不動産関係)

当社では、埼玉県を中心に、賃貸用の建物・土地を有しております。当中間連結会計期間における当該投資不動産に関する賃貸損失は△24,136千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該投資不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

		当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
中間連結貸借対照表計上額		
	期首残高	1,252,416
	期中増減額	448,881
	中間期末残高	1,701,298
中間期末時価		1,635,335

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、主な増加額は取得（481,156千円）によるものであり、主な減少額は減価償却費（19,896千円）等によるものであります。

3. 期末時価に関しては、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
契約負債	707

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要
当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。
当社グループはリユース事業、不動産事業を展開しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは、新たに取組を始めました不動産事業売上総額に対する収益、資産ストック売上の割合が年々増加していること、今後のグループ事業計画の中でも不動産事業のストック売上の重要性が高まることが想定されると考える一方で、新たな事業領域への取り組みにより、また売上区分別の収支利益を明確にする必要性が高まったことから、報告セグメントの変更を行うことといたしました。

これにより、当中間連結会計期間の期首より、報告セグメントを従来の「リユース事業」のみから、「リユース事業」及び「不動産事業」の2区分に変更しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失の金額に関する情報
 当中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	リユース事業	不動産事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,720,827	78,193	1,799,020	—	1,799,020
外部顧客への売上高	1,720,827	78,193	1,799,020	—	1,799,020
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,720,827	78,193	1,799,020	—	1,799,020
セグメント利益又は損失（△）	414,444	△42,609	371,835	△269,418	102,417
セグメント資産	851,084	2,376,722	3,227,807	72,062	3,299,870
セグメント負債	962,411	1,549,413	2,511,825	186,589	2,698,414
減価償却費	8,876	19,901	28,778	1,782	30,560
のれん償却額	—	6,023	6,023	—	6,023
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	481,156	481,156	—	481,156

（注） 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益又は損失（△）の調整額△269,418千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - （2）セグメント資産の調整額72,062千円は、報告セグメントに配分していない全社資産であります。
 - （3）セグメント負債の調整額186,589千円は、報告セグメントに配分していない全社負債であります。
 - （4）減価償却費の調整額1,782千円は、報告セグメントに配分していない全社減価償却費であります。
2. セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
日本マテリアル（株）	769,492

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

「不動産事業」において、2024年8月14日付けで株式会社NSJコーポレーションの全株式を取得し子会社化したことにより、のれんが発生しておりますが、重要性が乏しいため、当中間連結会計期間の費用として一括償却しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
1株当たり純資産額	751円82銭

(注) 1. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の数値は記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり中間純利益	40円36銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	32,290
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益 (千円)	32,290
普通株式の期中平均株式数 (株)	800,000

(注) 1. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間の数値は記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2025年1月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社明正地所及び株式会社NSJコーポレーションの2社が、株式会社明正地所を存続会社とする吸収合併を行うことを決議しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名 称	株式会社明正地所
事業の内容	不動産業（買取再販）

② 被結合企業

名 称	株式会社NSJコーポレーション
事業の内容	不動産売買・仲介・保有・管理他

(2) 企業結合日

2025年4月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

株式会社明正地所を存続会社、株式会社NSJコーポレーションを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社明正地所

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループの不動産事業基盤の強化、グループ経営効率化とコスト削減を図ることを目的とするものです。完全子会社間の合併のため、本合併による対価の交付はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(不動産の取得及び資金調達)

当社は2024年11月26日、12月18日、及び2025年1月15日にそれぞれ開催した取締役会で決議した3物件の取得を実施いたしました。

1. 取得の理由

安定的な賃料収入が見込める収益物件として、3物件を取得いたしました。対象となる物件は首都圏近郊主要鉄道路線の駅近好立地物件であることに加え、今後当社が付加価値を高めることで更なる高利回り収入が期待できることから、将来に向けて当社の企業価値向上に貢献するものと認識しております。

2. 取得資産の内容

所在地	種類	地積/延床面積	取得価額
東京都八王子市	土地及び建物	土地 319.38m ² 、建物 594.33m ²	110,000千円
埼玉県熊谷市	土地及び建物	土地 173.51m ² 、建物 504.70m ²	130,000千円
埼玉県本庄市	土地及び建物	土地 331.44m ² 、建物 314.20m ²	58,000千円

3. 取得先の概要

東京都八王子市物件 : 個人
埼玉県熊谷市物件 : 個人
埼玉県本庄市物件 : 個人

上記取得先におきましては、当社との資本関係、取引関係、関連当事者として特記すべき項目はありません。

4. 取得の日程

	東京都八王子市物件	埼玉県熊谷市物件	埼玉県本庄市物件
(1) 取締役会決議日	2024年11月26日	2024年12月18日	2025年1月15日
(2) 契約締結	2024年11月30日	2024年12月24日	2025年1月20日
(3) 物件引渡期日	2025年2月28日	2025年2月28日	2025年2月28日

5. 資金の借入について

対象不動産の取得にあたりましては、自己資金並びに金融機関からの借入金により充当いたしました。
なお借入金は273百万円となります。

6. 今後の見通し

本件により、貸借対照表における固定資産298百万円、長期借入金273百万円が増加する見通しであります。
なお、損益計算書におきましては、賃料収入及び付帯費用が発生いたしますが、2025年6月期当社業績への影響につきましては軽微であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年3月26日

株式会社ゼロジャパン

取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都新宿区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

中川 浩

指定社員
業務執行社員 公認会計士

杉本 拓司

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼロジャパンの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年7月1日2024年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゼロジャパン及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、

中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上